

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

（漁業協同組合等におけるバンキング勘定とトレーディング勘定の境界に係る届出に関する経過措置）

第二条 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）前においても、この告示による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新漁協告示」という。）第七條の十五又は第十六條の十五の規定の例により、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出を行うことができる。この場合において、当該届

出は、適用日において第七条の十五又は第十六条の十五の規定によりされたものとみなす。

（漁業協同組合等における標準的方式を用いるトレーディング・デスクの届出に関する経過措置）

第三条 前条の規定は、標準的方式（新漁協告示第一条第十一号の四に規定する標準的方式をいう。以下この条において同じ。）を用いるトレーディングに関する届出を行う組合について準用する。この場合において、前条中「第七条の十五又は第十六条の十五」とあるのは「第二百四十六条の九の七」と、「バンキング勘定とトレーディング勘定の境界」とあるのは「標準的方式を用いるトレーディング・デスク」と読み替えるものとする。

（漁業協同組合等における内部モデル方式を用いるトレーディング・デスクの承認申請に関する経過措置）

第四条 組合は、適用日前においても、新漁協告示第二百四十六条の九の四の規定

の例により、内部モデル方式（新漁協告示第一条第十一号の二に規定する内部モデル方式をいう。次条において同じ。）を用いるトレーディング・デスクに関する承認の申請をすることができる。

2 行政庁は、適用日前においても、組合が前項に定めるところにより承認の申請を行った場合には、新漁協告示第二百四十六条の十の三の規定の例により承認を行うことができる。この場合において、適用日以前に与えられた承認は、適用日において新農協告示第二百四十六条の十の三の規定によりされたものとみなす。

（漁業協同組合等における内部モデル方式の承認申請に関する経過措置）

第五条 前条の規定は、内部モデル方式の承認を受けようとする組合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二百四十六条の九の四」とあるのは「第二百四十六条の十」と、「内部モデル方式に係るトレーディング・デスク」とあるのは「内部モデル方式」と、同条第二項中「第二百四十六条の九の五」と

あるのは「第二百四十六条の十の三」と読み替えるものとする。

（漁業協同組合等における損益要因分析テストに基づくマーケット・リスク相当額の算出に係る経過措置）

第六条 内部モデル方式採用組合（新漁協告示第一条第十一号の三に規定する内部モデル方式採用組合をいう。）は、新漁協告示第二百四十六条の十二の八第三項から第六項までの規定にかかわらず、適用日から起算して一年を経過するまでの間は、損益要因分析テスト（新漁協告示第一条第九十三号に規定する損益要因分析テストをいう。）において、レッド・ゾーン又はアンバー・ゾーンに分類した場合には、当該分類をグリーン・ゾーンに分類したものとみなして、マーケット・リスク相当額を算出するものとする。